## 自宅・自宅外通学の取扱い(要件)

- ・「自宅通学」とは、学生等本人が生計維持者(原則父母)と同居している(またはこれに準ずる)と認められる場合をいいます。
- ・「自宅外通学」とは、「自宅通学」に該当しない場合であり、学生等本人の居住に係る家賃が発生し、かつ自宅外月額の要件(実家から大学等までの通学距離、通学時間等)のいずれかに該当する場合をいいます。「自宅外通学」の区分で支給を受けるためには、アパートの賃貸借契約書のコピー等の提出が、進学時を含めて毎年度必要となります。

なお、「自宅外通学」の各要件を満たさないことが判明した場合は、原則として満たさなくなった時点に遡って「自宅通学」へ変更します。

自宅外通学であることの要件(次のいずれかに該当していることが必要) (注意)以下ア〜オに該当しない場合は、実際に実家以外に居住していても「自宅通学」の区分になります。

- ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって, 通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合
- ※「オ」に該当する場合、自宅通学による学業継続に支障があることについてスカラネット画面で申告が必要
- ※日本学生支援機構ホームページに「自宅外通学」に関するQ&Aが掲載されています。
- ※「給付奨学生採用候補者のしおり」P. 8を確認してください。

## 自宅外通学に係る証明書類(例)

<アパート等の賃貸借契約をしている場合>

契約名義		証明書類	
奨学生 <mark>本人名義</mark> で賃貸借 契約を行っている場合		• 「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等 が分かり、本人の居住が明確に判別でき るもの)	
奨学生本 以外の名義 で賃貸行っ かる場合	賃貸借契約書 に入居者欄が あり、奨学生 本人が居住し ている場合	<ul><li>入居者欄に奨学生本人氏名が記載 された「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等 が分かるもの)</li></ul>	
	賃貸借契約書 に入居者欄が なく、奨学生 本人が居住と 不明な場合	「賃貸借契約書」のコピー (契約日、入居日、契約期間、契約内容等 が分かるもの)     十      「奨学生本人の居住証明書」     …「居住証明書」は貸主や契約業者 に作成を依頼 「居住証明書」の提出が困難な場 合は、「奨学生本人氏名が記載 された入居申込書」のコピー等	

<学生寮に入っている場合>

入寮義務	証明書類
学校から入寮を 義務付けられて <mark>いる</mark> 場合	<ul> <li>学校が承認した「入寮 許可証」のコピー (寮費が発生していることが 分かるもの ※) +</li> <li>入寮が義務付けられて いることが確認できるも の</li> </ul>
学校から入寮を 義務付けられて いない場合	<ul><li>学校が承認した「入寮 許可証」のコピー (寮費が発生していることが 分かるもの ※)</li></ul>